

第4部 天武天皇と観世音寺

1 観世音寺の創建者

(1) 「観世音寺」とは

観世音寺は福岡県の太宰府にある寺である。

観世音寺は天智天皇が母斉明天皇のために創建した寺であるという。『続日本紀』は次のように書いている。

（元明）和銅二年（709年）二月二日、詔して曰く、「筑紫の観世音寺は淡海大津宮御宇天皇（天智天皇）が後岡本宮御宇天皇（斉明天皇）の奉為に誓願して基（ひら）いた所なり。年代を累（かさ）ねると雖も今迄に未だ了（おわ）らず。宜（よろ）しく大宰商量して駆使丁（くしちょう）五十許人を充て、及び閑月を逐いて人夫を差し発し、専ら検校を加えて早く営み作らしむべし」という。

『続日本紀』

「和銅二年（709年）」に元明天皇は詔（みことのり）して「筑紫の観世音寺は天智天皇が後岡本宮御宇天皇（斉明天皇）の為に創建した」寺であると述べている。

正史である『続日本紀』がこのように明記している。したがってこれを疑う人は居ない。「日本の歴史学」の常識である。

しかしこれは偽りであろう。前著「古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』」に「百済救援」をしたのは「天武王権」であると書いた。「天武天皇の父」と「天武天皇」が「百済救援」をしているのであり、斉明天皇や天智天皇は「百済救援」をしていない。したがって斉明天皇や天智天皇は「筑紫」には来っていない。

筑紫は「天武王権の領土」である。「百済救援」のときは「唐・新羅」と戦うために天武王権の本陣は「筑紫」にあった。「天智王権」である斉明天皇や天智天皇は筑紫に入ることも出来ないであろう。天智天皇が「筑紫の大宰府」に観世音寺を創建することなどはあり得ない。元明天皇の詔は「天智王権」によって捏造されているのではないだろうか。

(2) 『日本書紀』の「斉明天皇と筑紫」

『日本書紀』は斉明天皇が「百済救援」をしたと書いている。これをもう一度見て見てみよう。

「660年」に百済は滅びる。百済の復興を計る鬼室福信等の要請を受けて斉明天皇は「百済救援」を決意し、筑紫へ向かう。

(斉明) 六年(660年)十二月、天皇、難波宮に幸す。天皇は方(まさ)に(鬼室)福信が乞う意に随い、筑紫に幸して將に救軍を遣わさんと思い、初めて斯(ここ)に幸して諸軍器を備える。

『日本書紀』

斉明天皇は「百済救援」を決意すると「660年12月」に大和の飛鳥から難波に来る。難波で「諸軍器を備える」とある。難波で「百済救援」の準備をしている。

翌年(661年)の正月に斉明天皇は筑紫へ向かう。

(斉明) 七年(661年)正月、御船西へ征(ゆ)き、始めて海路に就(つ)く。御船、大伯海に到る。時に大田姫皇女、女を産む。仍りて是女を名付けて大伯皇女という。御船は伊豫の熟田津(にぎたつ)の石湯行宮に泊まる。

三月、御船、還りて娜大津に至る。磐瀬行宮に居す。天皇は此を改め長津という。『日本書紀』

ここに不可解な記述がある。「時に大田姫皇女、女を産む」とある。「百済救援」のために「唐・新羅」と戦う覚悟をして筑紫へ向かっている。何故、臨月の大田姫皇女を船に乗せているのであろうか。戦場へ向かう決死の覚悟は伺えない。まるで遊行にでも行くような雰囲気である。

齐明天皇は娜大津（博多）から筑後の朝倉宮に遷り、そこで崩御する。

（齐明）七年（661年）四月、或る本に云う、四月に天皇は朝倉宮に遷り居すという。

五月、天皇、朝倉橘広庭宮に遷り居す。

是時、朝倉社の木を斬り除き、此の宮を作る故に、神は忿り殿を壊す。亦宮中に鬼火を見る。是により大舎人及び諸近侍は病みて死ぬ者衆（おお）し。（中略）

七月、天皇、朝倉宮に崩ず。『日本書紀』

「661年7月」に齐明天皇は朝倉橘広庭宮で崩御する。天智天皇はその後を引き継ぎ「百済救援」をしたという。これが『日本書紀』の記述である。

筑紫の朝倉橘広庭宮で崩御した齐明天皇のために天智天皇は「筑紫」に「観世音寺」を創建したという。これが『続日本紀』の記述である。

これらはそのまま今の「日本の歴史」になっている。

2 「天武王権」と筑紫

(1) 「筑紫」の変遷

『日本書紀』は斉明天皇が「百濟救援」のために大和から筑紫に来たと書いている。しかし「筑紫」は「天武王権の領土」である。「天智王権」の斉明天皇は筑紫に入ることもできない。

「筑紫」は「天智王権」の領土になったことはない。それを確認するために「筑紫の変遷」を見ていくことにしよう。

五世紀の「倭の五王」の時代から「筑紫」の変遷を見ていく。「五世紀の筑紫」を支配しているのは築後の「倭国（筑紫君）」である。

「531年」に物部麤鹿火は筑紫君（倭国）を伐って北部九州を支配する。「筑紫」は物部麤鹿火の領土になる。

「552年」に物部尾輿は物部麤鹿火王権から「王権」を奪い、筑前の鞍手郡に阿每王権（『隋書』の倭国）を樹立する。「筑紫」は阿每王権の領土になる。

阿每王権は「筑紫」に「元興寺」を創建する。元興寺極楽坊の禅室の建築部材は「582年」に伐採されたヒノキであることが判明している。元興寺の造営は「582年」頃に始まっている。

「591年」に上宮法皇は阿每王権から独立する。このとき上宮法皇は阿每王権が独立を阻止するために討伐隊を派遣することを予想して「筑紫」に「二萬餘」の兵を出す。「筑紫」は一時上宮法皇（天智王権）が軍事的に支配する。ところが阿每王権の討伐隊は来なかった。「594年」に上宮法皇は兵を引き上げる。「591年11月～594年7月」の間だけ「筑紫」には上宮王家の軍が滞在した。ただし「筑紫」を領有したのではない。

「594年7月」に上宮法皇は「筑紫」から「二萬餘」の兵を引き上げる。「筑紫」は阿每王権に復歸する。阿每王権は元興寺の建立を再開する。「609年」に元興寺は「筑紫」に完成する（本書）。

「635年」に阿每王権から「天武王権」に交代する。「筑紫」は「天武王権」の領土になる。

「645年」の「乙巳の変」で中大兄皇子は蘇我倉山田石川麻呂の協力を得て蘇我入鹿を討つ。肥前の飛鳥での出来事である。蘇我倉山田石川麻呂は上宮王家（天智王権）の右大臣になる。

「649年」に蘇我倉山田石川麻呂は「天武王権（天武天皇の父）」によって討たれる。蘇我倉山田石川麻呂の本拠地は肥前の基肄郡である。「天武王権」は蘇我倉山田石川麻呂の地を得て肥前の基肄郡までを領土にする（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

上宮王家の本拠地はその隣の三根郡の飛鳥である。「649年」に蘇我倉山田石川麻呂が「天武王権」に討たれると上宮王家（天智王権）も「天武王権」に降る（本書）。「655年」に斉明天皇（天智王権）は「天武天皇の父」に中大兄皇子の長女大田皇女（13才）を献上して天武天皇の妃にする。政略結婚である。「天武王権」に対する忠誠の証として「人質」を出している。

「656年」に斉明天皇は肥前の飛鳥を捨てて大和へ移る。「天武王権」から逃げるためである。

翌「657年」に斉明天皇は再び中大兄皇子の次女持統天皇（13才）を天武天皇の父に献上して天武天皇（35才）の妃にする。大和へ移っても「上宮王家」は「天武王権」の臣下であることを示すためである。

それらは遺跡が証明している。斉明天皇の飛鳥京跡から「天武王権」の「冠位」が書かれた木簡が出土している。上宮王家（天智王権）の家臣は「天武王権」から「冠位」を授与されている。上宮王家が「天武王権」の配下にあることを「木簡」が立証している。

このように「筑紫」は「635年」以来、「天武王権」の領土である。

(2) 捏造された「百済救援」

『日本書紀』は「百済救援」のために斉明天皇と中大兄皇子は大和から筑紫に来たと書いている。

しかし前述のように上宮王家は「649年」に「天武王権」に降っている。降伏した証として、斉明天皇は中大兄皇子（天智天皇）の長女を「人質」に出している。さらに斉明天皇は「天武王権」を恐れて肥前の飛鳥を捨てて大和へ逃げている。筑紫から肥前まで「天武王権」の領土になる。北部九州はすべて「天武王権」の領土である。「649年」に「天武王権」は北部九州を統一している。

このような状況にあるとき斉明天皇（天智王権）が筑紫へ兵を連れて行くことなどはできるはずがない。『日本書紀』の「百済救援」は捏造である（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

『日本書紀』は「天武王権」を抹殺している。そのため「天武王権」の「天皇」である天武天皇を天智天皇の弟にしている。斉明天皇が肥前から大和へ移ったとき天武天皇も天智天皇と共に大和へ行ったことにしている。したがって大田皇女も天武天皇と共に大和に居ることになる。そのため斉明天皇が「百済救援」のために筑紫へ向かうとき船の中で大田皇女は娘を生んだということになる。

「天武王権」の本拠地は宗像である。斉明天皇が差し出した大田皇女は天武天皇とともに「宗像」に住んでいる。大田皇女が大和から筑紫へ向かう船に乗るはずがない。

『日本書紀』の「百済救援」の記事はすべて捏造である（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

(3) 観世音寺と「天武王権」

「筑紫」は「635年」から「天武王権」の領土である。「649年」に「天武王権」は蘇我倉山田石川麻呂を伐ち「北部九州（筑紫、肥前）」を統一する。「上宮王家（天智王権）」は「天武王権」に降る。このような状況にあるとき斉明天皇（天智王権）が「百済救援」のために「筑紫」に兵を派遣するようなことはできない。

「百済救援」を決意したのは「天武天皇の父」である。「661年」に天武天皇の父は本拠地の宗像から筑紫へ移る。宗像は「唐・新羅」と戦うには土地が狭くて防衛には不向きだからである。

ところが「661年7月」に天武天皇の父は筑紫で崩御する。皇太子である天武天皇は直ちに即位して「白鳳」年号を建てる。

「天武王権」の「天皇」と「年号」は次のようになっている。

○「天武王権」の天皇と年号

- 僧要 635年－639年 初代 （天武天皇の父）
- 命長 640年－646年
- 常色 647年－651年
- 白雉 652年－660年
- 白鳳 661年－683年 二代目 天武天皇

天武天皇は父の意志を継いで翌「白鳳二年（662年）」に太宰府の宝満山に竈門神社を、筑後の三井（御井）の高良山に高良神社を創建する。「唐・新羅」と戦うための「城」である。「唐・新羅」の軍は博多湾と有明海から攻めてくることを想定して備えている（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「663年」に「白村江の戦い」がはじまる。兵士は「筑紫」から出発している。「筑紫」を領土にしているのは「天武王権（天武天皇）」である。「白村江の戦い」は「天武王権」であることがわかる。『日本書紀』はそれを「天智王権（斉明天皇、天智天皇）」に捏造している。

「白村江の戦い」で天武天皇は「唐・新羅」の軍に敗れる。「白村江の戦い」以降の天武天皇の行動を「筑紫」を中心に箇条書きにすると次のようになる。

○「白村江の戦い」以後の「筑紫」

- 「663年」…「白村江の戦い」で天武天皇は敗北する。筑紫を唐に割譲する。
- 「665年」…唐は「筑紫都督府」を設置する。天武天皇は難波（大阪）へ移る。
- 「667年2月」…斉明天皇は大和の飛鳥で死去する。
- 「667年3月」…天智天皇は即位すると直ちに近江へ移る。天武天皇から大和を明け渡すように要求されていたのであろう。天智天皇は近江の大津に都を定めると天子となり、「中元」年号を建てる。「天武王権」からの独立である。「天智王権」の再興である。日本列島に「二つの王権」が併存することになる。「天武王権」と「天智王権」である。
- 「667年10月」…唐は筑紫都督府を廃止する。筑紫は「天武王権」の領土に復帰する。
- 「667年11月」…天武天皇は難波から大和に入る。
- 「668年7月」…天武天皇は「筑紫率」を任命する。唐・新羅の侵攻に備えるためである。
- 「669年」…水城を築造する。
- 「670年2月」…大野城・基肄城を築造する。
- 「671年12月」…天智天皇が崩御する。皇太子の大友皇子は直ちに即位して天子となり、「果安」年号を建てる。
- 「672年6月」…天武天皇は天智王権を討ち日本列島を統一する。「壬申の乱」である。

（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）より

「筑紫」は「663年」の「白村江の戦い」で敗れたとき唐に一時割譲するが、「667年10月」に唐は筑紫都督府を廃止するので「筑紫」は「天武王権」の領土に復帰する。

このように「筑紫」は一貫して「天武王権」の領土である。「筑紫」が上宮王家（天智王権）の領土になったことはない。したがって「天智天皇」が「筑紫」に「観世音寺」を創建することなどではできないはずがない。『続日本紀』に「筑紫の観世音寺は天智天皇が斉明天皇のために創建した」とあるのは「天智王権」による捏造である。

3 観世音寺と天武天皇

(1) 『日本紀』と「天武王権」

『日本紀』は天武天皇が命じて作らせた「天武王権」の歴史書である。『日本紀』の「天武王権」の時代は「年号」を用いて記述している（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「天武王権」の天皇と年号は次のようになっている。

○「天武王権」の天皇と年号

■ 僧要	635年—639年	初代	天武天皇の父
■ 命長	640年—646年		
■ 常色	647年—651年		
■ 白雉	652年—661年7月		(天武天皇の父崩)
■ 白鳳	661年—683年	二代目	天武天皇
■ 朱雀	684年—686年7月		(高市皇子に譲位)
■ 朱鳥	686年—694年	三代目	高市天皇
■ 大和	695年—696年7月		(高市天皇崩)

「天武王権」の初代は「天武天皇の父」であり、二代目は「天武天皇」である。三代目は「高市天皇」である。それぞれ上記の年号を用いて『日本紀』は記述している。

天武天皇の「年号」は「白鳳」と「朱雀」である。『日本紀』の「巻二十七～巻二十九」は「白鳳」と「朱雀」年号を用いて記述されていた（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

(2) 『二中歴』と「天武王権」

『二中歴』の「年代歴」に「年号」が列挙されている。その中に「天武王権」の年号がある。

○『二中歴』にある「天武王権」の年号

■	僧要	五年	己未	
■	命長	七年	庚子	
■	常色	五年	丁未	
■	白雉	九年	壬子	
■	白鳳	二十三年	辛酉	対馬銀採、観世音寺東院造
■	朱雀	二年	甲申	
■	朱鳥	九年	丙戌	『二中歴』「年代歴」

『二中歴』の「年号」は連続している。最後は「文明年号（1469年～）」で終わっている。『二中歴』は「文明」年間（15世紀後半）に書かれていることがわかる。

『二中歴』の「天武王権」の「年号」は「15世紀後半」まで伝えられていることがわかる。

一方、『日本書紀』に出てくる年号は「大化（645年—649年）」と「白雉（650年—654年）」と「朱鳥元年（686年）」だけである。しかも『日本書紀』は「白雉」年号を孝徳天皇の年号にしている。「年代」も狂っている。

「白雉」年号は「天武天皇の父」の年号である。「天武天皇の父」は「661年7月」に死去しているから「白雉」年号は「652年—661年7月」である。

『二中歴』には「白雉 九年 壬子」とある。「壬子」は「652年」である。「九年」とは「壬子（652年）」から「九年」続くという意味である。『二中歴』の「白雉」年号は「652年—660年」である。

「天武天皇の父」の「白雉」年号とは「1年」の違いがある。それは『二中歴』が「年単位」に記述しているからである。『二中歴』は次の「白鳳」年号が「661年～」から始まるので「白雉」年号は「652年—660年」に終わるとしている。

『二中歴』の年号は「天武王権」の天皇の在位と一致する。『二中歴』の年号は正しいと言える。

(3) 『二中歴』と『日本書紀』

『二中歴』に「白鳳 二十三年 辛酉」とある。「白鳳」年号は「辛酉（661年）」から「23年間」続くという意味である。『二中歴』の「白鳳」年号は「661年—683年」となる。天武天皇の「白鳳」年号と一致する。

『二中歴』の「白鳳」年号には「対馬銀採」という説明がある。「白鳳」年間に「対馬で銀を採る」という意味である。

『日本書紀』にその記録がある。

（天武）三年（674年）三月、対馬国司守忍海造大国言う、「銀、始めて當国に出る。即ち貢ぎ上る。」という。是に由り、大国に小錦下の位を授ける。凡そ銀が倭国に有るのは初めて此の時に（み）えたり。

『日本書紀』

『日本書紀』は「674年」に日本列島で初めて対馬に銀が出たと書いている。

「674年」は「壬申の乱」の二年後である。天武天皇の時代である。対馬の国司は銀が出たことを「天武天皇」に報告している。

「674年」は「白鳳」年間（661年—683年）である。『二中歴』は「白鳳年間に対馬で銀を採る」と書いている。『二中歴』の記録は正しいことを『日本書紀』が証明している。

「674年」に銀を献上した対馬国司守忍海造大国に「小錦下の位を授ける」とある。「小錦下」は天武天皇が制定した官位である（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。対馬国司を任命しているのは天武天皇である。天武天皇は大和から対馬までを支配している。天武天皇は日本列島を統一している。

(4) 『二中歴』と観世音寺

『二中歴』の「白鳳」年号には「対馬銀採、観世音寺東院造」とある。「対馬銀採」は『日本書紀』から「674年」であり、「白鳳」年間（661年—683年）であることが判明した。「観世音寺東院造」も「白鳳年間」であろう。

「白鳳」年間に「観世音寺の東院を造る」とある。「白鳳」年号は「天武天皇」の年号である。「筑紫」に「観世音寺」を創建したのは「天武天皇」であろう。天武天皇は父を尊敬している。「観世音寺」は天武天皇が「父」のために創建した寺ではないだろうか。

『続日本紀』は「観世音寺は天智天皇が斉明天皇のために創建した」と書いている。「天智王権」による「捏造」である。「捏造」の首謀者は「光仁天皇」である。

「光仁天皇（天智天皇の孫）」は「天武王権」を抹殺するために「天武王権」の歴史書である『日本紀』を「天智王権」の歴史書に書き変えて『日本書紀』にしている。そのとき書き終えたばかりの『原・続日本紀』も『日本書紀』に

合わせて書き直して『続日本紀』として完成させている（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

『原・続日本紀』には「観世音寺は天武天皇が父のために創建した」と書いてあったのではないだろうか。

「白鳳」年号は天武天皇の年号である。『二中歴』は「白鳳年間に観世音寺が創建された」と書いている。観世音寺を創建したのは天武天皇である。

4 「新・観世音寺」

(1) 『日本書紀』と「観世音寺」

『二中歴』により、観世音寺は「白鳳」年間に天武天皇によって創建されたことがわかった。ところが『日本書紀』には「観世音寺」は出てこない。天武天皇の時代であるから『日本書紀』の「天武天皇の巻」に「観世音寺」の記事が出てきてもよさそうに思われる。何故、『日本書紀』に「観世音寺」は出てこないのであろうか。

天武天皇は偉大な父を尊敬している。天武天皇は『日本紀』を編纂するとき「父の業績」を記録するために「巻二十三～巻二十六」の「四巻」を「天武天皇の父」に充てている（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「観世音寺」は天武天皇が尊敬する偉大な父のために創建した寺である。『日本紀』には当然「観世音寺」に関する記録があったはずである。ところが「天智王権」は「天武王権」を抹殺するために『日本紀』を『日本書紀』に書き変えている。そのとき「観世音寺」の記録はすべて削除したのであろう。そのため『日本書紀』には「観世音寺」の記録が無いのであろう。

(2) 観世音寺の寺封

観世音寺が出てくるのは『続日本紀』からである。

（文武）大宝元年（701年）八月四日、太政官処分、「近江国の志我山寺の封は庚子年（700年）より起こして計り三十歳に満ち、観世音寺・筑紫尼寺の封は大宝元年（701年）より起こして計り

五歳に満つれば並びにこれを停止せよ。皆封に准じて物を施せ」と
いう。『続日本紀』

「観世音寺」と「筑紫の尼寺」に寺封が施入されたとある。しかし「701年～705年」までの「5年間」で停止せよとある。一方、「近江国の志我山寺の封は30年間」となっている。

何故このような差があるのであろうか。

この前日（701年8月3日）に「大宝律令」が完成する。

（文武）大宝元年（701年）八月三日、三品刑部親王、正三位藤原朝臣不比等、従四位下毛野朝臣古麻呂、従五位下伊吉連博徳・伊余部連馬養等を遣わし律令を撰定さす。是に於いて始めて成る。大略浄御原朝廷を以て准正（基本）と為す。仍りて禄を賜ふこと差有り。

『続日本紀』

「観世音寺」の寺封記事は「大宝律令」が完成した翌日である。「大宝律令」の「太政官処分」には二項目があり、「第一項」が「寺封に関する処置」であるという。「観世音寺と筑紫尼寺」は前日に成立した「大宝律令」の規定により「5年で停止」することになっている。

ところが「大宝律令」の施行は翌年の「大宝二年（702年）二月」である。

（文武）大宝二年（702年）二月、始めて新律を天下に頒（わか）つ。『続日本紀』

「大宝律令」の施行は「702年2月」である。それにもかかわらず「観世音寺と筑紫尼寺」にはその前年に「大宝律令」の規定が適用されている。

「近江国の志我山寺」は「大宝律令」が完成する前年の「700年」に寺封の施入があり、そのため「30年間」の寺封になっている。

何故、「観世音寺と筑紫尼寺」には「大宝律令」の施行前に「大宝律令」が適用されているのであろうか。

「近江国の志我山寺」は天智天皇が創建した「崇福寺」であるという。天智天皇が創建した「崇福寺」は寺封を「30年間」とし、天武天皇が創建した「観世音寺と筑紫尼寺」は寺封を「5年間」で停止せよとなっている。

文武天皇は「崇福寺」を優遇するために「大宝律令」が完成する前年に「崇福寺」に寺封の施入をしているのではないだろうか。「大宝律令」には寺封は「5年」と規定されることを予め知らされていたのではないだろうか。

文武天皇は「天武天皇の孫」であり、「天智天皇の曾孫」である。文武天皇は天武天皇よりも「天智天皇」を慕う「天智王権」の人であるといえる。文武天皇は即位しても祖母持統天皇と「共治」している。それは「不改常典」の法によってであると『続日本紀』は書いている。

(元明) 慶雲四年(707年)七月十七日、天皇、大極殿に於いて即位す。詔して曰く、「(前略) 藤原宮御宇倭根子天皇(持統天皇)は丁酉八月に、此の食国天下の業を日並所知皇太子(草壁皇子)之嫡子、今御宇天皇(文武天皇)に授け賜い、並び坐して此の天下を治め賜いととのえ賜いき。是は関(かけま)くも威(かしこ)き近江大津宮御宇大倭根子天皇(天智天皇)の、天地と共に長く日月と共に遠く不改常典(改めざる常の典)と立て賜い敷き賜える法を受け賜り坐して行い賜う事と衆(もろもろ)受け賜りて、恐(かしこ)み仕え奉りつらくと詔りたまう命を衆は聞きたまえと宣ふ。(後略)」という。『続日本紀』

持統天皇は丁酉(697年)年八月に草壁皇子の嫡子文武天皇に譲位する。ところが「並び座して天下を治めた」とある。持統天皇は文武天皇に譲位した後も文武天皇と「共治」している。それは天智天皇が立てた「不改常典」の法を受けて行ったことであるという。

「不改常典」は「長屋親王の即位を阻止するために造られた架空の法」である。持統天皇は「共治」をしながら文武天皇に「天皇位は文武天皇から子の聖武天皇に伝えるように」と架空の「不改常典」を持ち出して教育している（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

その結果、文武天皇は天智天皇を慕う「天智王権」の人になっている。そのため文武天皇は「大宝律令」が施行される前年に天智天皇が建立した「崇福寺」にだけ寺封を施入して「30年間」は寺封が続くように特別な計らいをしているのであろう。

一方、天武天皇が創建した「観世音寺と筑紫尼寺」については「大宝律令」が完成すると翌日には「観世音寺と筑紫尼寺」に「大宝律令」の規定を適用している。天武天皇が創建した「観世音寺と筑紫尼寺」を冷遇するためであろう。すべて持統天皇の指図ではないだろうか。（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』参照）

(3) 「新・観世音寺」の造営

「701年」に観世音寺の寺封が決められている。観世音寺は「701年」には完成している。『二中歴』には「白鳳年間に観世音寺の東院を造る」とある。「観世音寺」は「白鳳年間（661年—683年）」に完成している。

ところが「観世音寺」に対して「早く造営しろ」という詔が出る。「和銅二年（709年）」の「元明天皇の詔」である。

（元明）和銅二年（709年）二月二日、詔して曰く、「筑紫の観世音寺は淡海大津宮御宇天皇（天智天皇）が後岡本宮御宇天皇（斉明天皇）の奉為に誓願して基（ひら）いた所なり。年代を累（かさ）ねると雖も今迄に未だ了（おわ）らず。宜（よろ）しく大宰商量し

て駆使丁（くしちょう）五十許人を充て、及び閑月を逐いて人夫を差し発し、専ら検校を加えて早く営み作らしむべし」という。

『続日本紀』

観世音寺は「年代を累（かさ）ねると雖も今迄に未だ了（おわ）らず。」とある。観世音寺は完成していない。造営中であるという。

「白鳳年間（661年～683年）」には観世音寺は完成している。何故、「709年」に「駆使丁（くしちょう）五十許人を充て、及び閑月を逐いて人夫を差し発し、専ら検校を加えて早く営み作らしむべし」となるのであろうか。

「観世音寺」は新しく造営しているのであろう。それを示す史料がある。『七大寺年表』である。

和銅元年（708年）戊申

依詔太宰府造観世音寺。又作法隆寺

『七大寺年表』

『七大寺年表』には「和銅元年（708年）、詔により太宰府に観世音寺を造る」とある。「708年」に観世音寺を造りはじめている。新しい「観世音寺」であろう。

『二中歴』には「観世音寺東院造」とある。天武天皇が創建した観世音寺は「観世音寺の東院」となっている。天武天皇が創建した観世音寺の西側に新たに「観世音寺」を造っているのであろう。この「新しい観世音寺」を「新・観世音寺」と呼ぶことにする。

(4) 「新・観世音寺」の完成時期

「新・観世音寺」はなかなか完成しない。そこで元正天皇は僧萬誓を遣わして観世音寺を造らせる。

(元正) 養老七年(723年)二月二日、僧萬誓(俗名從四位上笠朝臣麻呂)を筑紫に遣わし、觀世音寺を造らしむ。『続日本紀』

「(元正) 養老七年(723年)」に「僧萬誓を筑紫に遣わし、觀世音寺を造らしむ」とある。

觀世音寺は遂に完成する。聖武天皇は觀世音寺に「食封」を施す。

(聖武) 天平十年(738年)三月二十八日、また5年を限りて觀世音寺に食封一百戸を施す。『続日本紀』

「新・觀世音寺」にも「太政官処分」の「寺封に関する処置」が適用されている。「5年を限り」とある。「新・觀世音寺」に「寺封(食封一百戸)」が施される。「738年」には「新・觀世音寺」は完成している。

ところが聖武天皇はさらに「745年」に玄昉法師を遣わして觀世音寺を造らせている。

(聖武) 天平十七年(745年)十一月二日、玄昉法師を遣わし、筑紫觀世音寺を造らしむ。『続日本紀』

僧玄昉はその翌年(746年6月)に死去する。

(聖武) 天平十八年(746年)六月十八日、僧玄昉死す。玄昉は俗姓は阿刀氏。靈龜二年(716年)に入唐し学問す。唐の天子は玄昉を尊び三品に准じ、紫の袈裟を着さしむ。天平七年(735年)に大使多治比真人広成に随い還歸る。經論五千餘卷及び諸仏像を持ち来る。皇朝は亦紫の袈裟を施し、之を着せる。尊びて僧正とし、内道場に安置す。是より後、榮寵の日が盛んとなり、稍(ようや)

く沙門の行いを乖（そむ）く。時人、之を惡（にく）む。是に至りて、徙所（うつしどころ＝左遷）に於いて死す。『続日本紀』

僧玄昉は派遣された翌年（746年6月）に死去している。

僧玄昉が死去した「746年」に「観世音寺は完成」したと一般には言われている。天智天皇が斉明天皇のために「661年」頃から「観世音寺」を造り始め、「約80年」の歳月を掛けて「746年」に「観世音寺」は完成したという。これが「日本の歴史学」の解釈である。

しかし僧玄昉は「745年11月2日」に筑紫に派遣されて「746年6月18日」に死去している。その間は僅か「7ヶ月」である。京（奈良）から筑紫へ移動するだけでも相当の日数がかかる。到着してからも生活環境が整うまでにはある程度の日数が必要である。「7ヶ月」では造営の仕事は何も出来ないであろう。僧玄昉は観世音寺の造営のためには何もしていないのではないだろうか。

僧玄昉が筑紫に派遣されたのは「左遷」である。『続日本紀』は「徙所（うつしどころ＝左遷）に於いて死す」と書いている。観世音寺の造営のために僧玄昉は筑紫に派遣されたのではない。僧玄昉は「左遷」のために筑紫へ移されたのである。「観世音寺の造営のために」とあるのは「左遷」の口実であろう。僧玄昉は「左遷」の身であるから「観世音寺の造営」には関与していないであろう。「745年」に僧玄昉によって観世音寺は完成したというのは誤りである。「749年」に次の記事がある。

（孝謙）天平勝宝元年（749年）七月十三日、諸寺の墾田地の限りを定める。

大安・薬師・興福・大倭国法華寺、諸の国分光明寺は寺別に一千町。
大倭国国分光明寺は四千町。元興寺は二千町。弘福・法隆・四天王・
崇福・新薬師・建興・下野薬師寺・筑紫観世音寺は寺別に五百町。

『続日本紀』

「749年」に観世音寺は他の寺と共に「墾田地」を賜っている。他と同じ扱いを受けている。観世音寺は「749年」には完成している。

僧玄昉は何もしていないのに観世音寺は完成している。「新・観世音寺」は僧玄昉によって完成したのではなく、「(元正) 養老七年(723年) 二月二日」に僧萬誓が派遣されたときに完成したのであろう。「(聖武) 天平十年(738年) に5年を限り観世音寺に食封一百戸を施」した時点で「新・観世音寺」は完成しているとみるべきである。

「観世音寺」についてまとめると次のようになる。

○観世音寺の造営

- 白鳳年間(661年—683年)に天武天皇が「観世音寺」を創建する。
- 708年に「新・観世音寺」の造営がはじまる。
- 723年に僧萬誓を派遣して「新・観世音寺」の造営を急がせる。
- 737年—738年に僧萬誓によって「新・観世音寺」は完成する。

天武天皇の観世音寺は「東院」と呼ばれるようになる。

「観世音寺」は天武天皇が創建した「原・観世音寺(東院)」と「新・観世音寺(西院)」から成っているのであろう。これらを区別して「観世音寺」の研究を進めるべきである。

5 考古学からの検証

(1) 観世音寺の創建瓦

「観世音寺」の創建年代を考古学から検証しよう。

栗原和彦氏は「大宰府史跡出土の軒丸瓦」（『九州歴史資料館 研究論集 23』 1998年）の中で大宰府史跡から出土した瓦について次のように述べている。

○大宰府史跡出土の軒丸瓦

「軒丸瓦の分類」

A 第一段階

瓦当文様 朝鮮半島三国時代、百済・新羅系統の単弁蓮華文軒丸瓦である。大宰府史跡では、現在まで五種類程が出土している。

その分布は、大野城跡、観世音寺境内地、大宰府政庁跡、月山東地区官衙域、日吉地区官衙域などにおよんでいる。

瓦当紋様によって大別すると、鎬弁軒丸瓦三種（1， 2， 3）、かえり弁軒丸瓦二種（4， 5）の二通りがある。

出土点数は極めて少なく、大宰府史跡全体の軒丸瓦の出土量からすれば1パーセントにも満たない。

B 第二段階

瓦当紋様は、複弁蓮華文軒丸瓦である。中房は一段高く作り出されるものが多く、中房に円圈がつき、外区外縁に凸鋸齒紋のあるものが見られるのはこのグループだけである。

瓦当紋様 畿内、藤原宮式系の軒丸瓦とされる老司式軒丸瓦、興福寺式系の軒丸瓦とされる鴻臚館式軒丸瓦に代表されるように複弁蓮華文を内区紋様とする軒丸瓦群である。

C 第三段階

瓦当紋様は、素弁・重弁の蓮華文が主流となり、一部、複弁蓮華文の紋様を持つ軒丸瓦が残る。

D 第四段階

瓦当紋様は、素弁・重弁と種々の蓮華文軒丸瓦である。ただ、瓦当紋様は隆起線で表現されたようなものが多く比較的瓦当面は平坦なものが多い。外区には、連珠紋を配置するが外区外縁がないのが普通である。

栗原和彦氏

栗原和彦氏はこのように分類してその「年代」を次のように述べている。

○軒丸瓦第一段階

小田富士雄論考Bによれば、このグループの初現を『日本書紀』の大野・基肆城の築城の記事（665年）に置かれた。小稿も、このグループの初現期については異論はない。（中略）

1977—78年の大野城跡主城原地区の発掘調査で出土した軒丸瓦には、小稿の2, 3, 4の単弁軒丸瓦と老司式軒丸瓦がある。第一段階・第二段階の軒丸瓦である。発掘調査概要によれば、単弁軒丸瓦3, 4は礎石建物に先行するSB064・065の掘立柱柱穴から出土していて、概報は「柱穴から瓦が顕著に出土することになった。この瓦は縄目の叩文を全く交えず、格子目叩文、およびそれを消したと考えられる平瓦と、凹面にのみ布目を残す行基葺の丸瓦である。」と報告している。また、7の老司式軒丸瓦は、南半第Ⅱ期（礎石建物）の基壇回りの瓦堆積中からの出土と報告されている

ことから、単弁軒丸瓦が老司式軒丸瓦と時期的に分離され先行して用いられたことがわかる。

さらに、大野城跡主城原地区出土の単弁軒丸瓦と観世音寺や大宰府政庁付近で出土している単弁軒丸瓦は製作技法の点でも近似している。

このことから、第一段階の軒丸瓦群は老司式に先行するものと考ええる。以下で老司式の成立を八世紀初頭と考えたことから、第一段階の盛期を七世紀後半いっぱいと考ええる。

○軒丸瓦第二段階

老司式軒丸瓦の出現に始まる。この軒丸瓦の出現期に関して、森郁夫は老司式軒丸瓦の瓦当紋様が畿内本薬師寺・藤原宮式軒平瓦の瓦当紋様の系統を示しながらも硬化された状況をとらえ「和銅二年（709年）の督促令が観世音寺造営に深くかかわるもの」とした。私はこの論考を支持するが、その理由は30次にわたる観世音寺の発掘調査は面積にして一万三千平方mを越えているものの、検出された遺構で明らかに七世紀段階の遺構と考えられるものは極く限られていることや、督促令以降に沙彌萬誓が別当として派遣された記事（養老七年（723年））や玄昉が派遣された記事（天平十七年（745年））を根拠として、老司式軒丸瓦を八世紀のものと考えた。

○軒丸瓦第三段階

時期を想定することはかなり難しい。（中略）この段階の軒丸瓦の使用の開始は、第二段階との連続性を考慮すれば、一部を八世紀終末期にも入ると考えるべきであろう。従って、盛期を九世紀代に考えたい。

○軒丸瓦第四段階

10世紀段階を中心に置く軒丸瓦と考える。

栗原和彦氏

「老司式軒丸瓦」の出現は栗原和彦氏のいう「軒丸瓦第二段階」である。時期は「八世紀」であるという。「養老七年（723年）」に僧萬誓を大宰府に派遣して「新・観世音寺」を造営したときの軒丸瓦であろう。

「軒丸瓦第一段階」は「原・観世音寺」の軒丸瓦であろう。栗原和彦氏はその時期を「七世紀後半いっぱい」としている。まさに「白鳳年間（661年～683年）」である。

小田富士雄氏はこのグループの初現を『日本書紀』の大野・基肆城の築城の記事（665年）に置いているという。栗原和彦氏もそれに異論はないとしている。

大野城・基肆城の築造は正確には「670年」であるが、ここではほぼ同じ時期とみてよいであろう。天武天皇は「668年」に「筑紫率」を派遣して「669年」に「水城」を築き、「670年」に「大野城・基肆城」を築いている。その時期の瓦が「軒丸瓦第一段階」の瓦であろう。出土している地域は「大野城跡、観世音寺境内地、大宰府政庁跡、月山東地区官衙域、日吉地区官衙域など」であるという。

「大野城跡」と「観世音寺境内地」から「軒丸瓦第一段階」の瓦が出土している。「原・観世音寺」の創建時期は「大野城・基肆城」の築城時期と同じであることがわかる。「観世音寺」の創建時期は「670年」ころである。「軒丸瓦」がそれを証明している。

「670年」は「白鳳年間（661年—683年）」である。『二中歴』には「白鳳年間に観世音寺の東院を造る」とある。それと一致する。『二中歴』が正しいことを遺跡が証明している。

○「原・観世音寺」の創建時期

- 「原・観世音寺」の創建 670年ころ
- 創建者 天武天皇

一方、天智天皇は天武天皇を恐れて「667年」に近江へ逃げている。「観世音寺」が創建される時期の「671年」に天智天皇は近江で死去する。天智天皇は「観世音寺」の創建とは関係がないことがわかる。それを軒丸瓦が証明している。

天智天皇が「筑紫」に観世音寺を創建したという『続日本紀』の元明天皇の詔は捏造であることが「考古学（軒丸瓦）」によって立証されたとと言える。

「大野城跡」と「観世音寺境内地」から出土した「第一段階の軒丸瓦」は「原・観世音寺」の創建瓦である。「大野城・基肄城」を築いた直後に「原・観世音寺」の瓦を焼いているのであろう。

「天武天皇は白鳳年間に観世音寺を創建した」という私の説が正しいことを「大野城跡」と「観世音寺境内地」から出土した「軒丸瓦」が証明している。

(2) 「観世音寺の東院」

『二中歴』には「白鳳年間」に「観世音寺東院造」とある。『二中歴』は15世紀に書かれている。「15世紀」ころは天武天皇が創建した「原・観世音寺」は「観世音寺の東院」といわれている。

昭和52年度の「大宰府史跡」第45次発掘調査で「東院」と墨書された土器が出土している。『大宰府史跡』（昭和52年度発掘調査概報、1978年九州歴史資料館）はその報告書である。観世音寺の推定中軸線から東へ約100mの地域を発掘調査している。

報告書を順に見ていこう。

第45次調査は現観世音寺宝蔵の東、推定東面築地跡を含む一帯の約1,570㎡について行った。第43次に引き続いての、観世音寺伽藍解明を目的とした調査であった。（中略）

○検出遺構

第45次調査では掘立柱建物1、溝2、柵2、池状遺構1、井戸23基、土壌・柱穴多数などを検出した。(中略)

大略3時期に区分しうる。第Ⅰ期は8世紀中頃～12世紀初頭、第Ⅱ期は12世紀前半～中頃、第Ⅲ期は12世紀中頃～14世紀にわたる遺構と考えられる。

○第Ⅰ期以前の遺構

・土壌

SK1270 SD1300より古く、その溝底の地山面で検出された土壌である。

・暗渠施設

SX1310 茶灰色土中途の層から、円筒形の土管を凸凹組み合せて3個体連なって南北に検出した。その全長は1.37mで、北側が凹部となり、水は南へ流れるように配置されているが、検出範囲が狭小であるためにこの暗渠にどのような施設が伴うものか明らかにしえなかった。

土管はほぼ同一の長さであるが、1本のみ他と比べてやや短く、長さ49.2cmを測る。他2本は全長51.6cm、凹部外径22.7cm、内径17.3cm、凸部外径12.4cm、内径7.5cm、厚さは中央部で最も厚く約3cmを測る。(中略)

土管の類例は、基肆城跡、四王天経塚で発見されている。基肆城のものは長さ49.3cmで、今回出土土管に類している。

『大宰府史跡』(昭和52年度発掘調査概報)

「第Ⅰ期以前の遺構」として「SK1270」がある。「7世紀後半」の遺構であるといわれている。「SX1310」の暗渠も「7世紀後半」であろう。

「SX1310」の暗渠施設から土管が出土している。「基肆城のものは長さ49.3cmで、今回出土土管に類している」とある。基肆城と同じ時期に造られているのであろう。基肆城の築造は「670年」である。観世音寺の創建

時期が「670年」ころであることを暗渠（SX1310）から出土した土管が証明している。

第Ⅲ期（12世紀中頃～14世紀）遺構の井戸（SE1320）から須恵器が出土している。報告書は次のように書いている。

SE1320出土土器

・須恵器

皿（1） 井戸底から検出したが流入品と思われる。（中略）外底および体部外側に墨痕のうすい墨書がみられる。外底のそれは「□□東院」と判読できる。（中略）体部には「□□首」と墨書されている。 『大宰府史跡』（昭和52年度発掘調査概報）

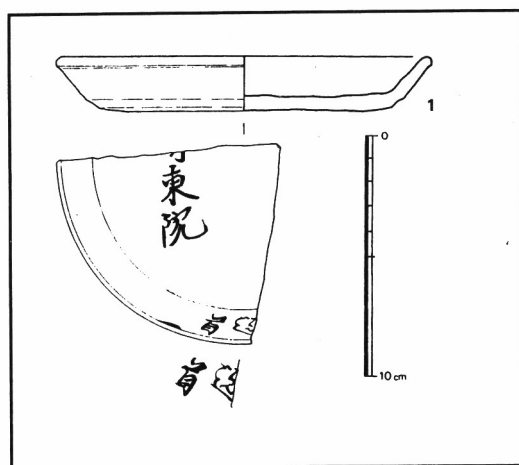
井戸（SE1320）の底から須恵器の皿が出土している。その皿の外底には「□□東院」と墨書されているとある。図 6

「□□東院」とは「観世音寺の東院」のことであろう。「新・観世音寺」の東約100mのところから出土している。まさに「東院」である。

天武天皇が創建した「観世音寺（原・観世音寺）」を『二中歴』は「白鳳年間に観世音寺東院造」と書いている。その「東院」と書かれた土器が出土している。

墨書された土器は「12世紀中頃～14世紀」の井戸から出土している。『二中歴』は「15世紀後半」に成立している。「12世紀ころ～15世紀」ころは「原・観世音寺」は「観世音寺東院」と呼ばれていたことを墨書土器が証明している。『二中歴』の「白鳳年間に観世音寺東院造」という記録が正しいことを遺跡が証明している。

図 6 「東院」と墨書された土器



さらに『大宰府史跡』（平成2年度発掘調査概報）は「西院」と墨書された土師器の杯が出土したことを報告している。

第121次調査

本調査地は観世音寺宝蔵の北に接する場所で、旧観世音寺の推定寺院内の東北部にあたる。（中略）

○茶褐色土層出土土器

・土師器

杯（1） 口径15.

6 cm、底径8.4 cm、器高3.9 cm。（中略）外底部には「西院」と墨書される。（中略）なお、昭和52年度におこなった第4

5次調査出土の「東院」の墨書をもつ須恵器皿とともに建物の呼称を示すものとして興味深い。

『大宰府史跡』（平成2年度発掘調査概報）

「旧観世音寺の推定寺域内の東北部」とある。「新・観世音寺」の「東北部」であろう。そこから出土した土師器の杯には「西院」と墨書されている。「新・観世音寺（西院）」である。観世音寺は「西院」と「東院」と呼ばれていたことが遺跡によって証明された。

「新・観世音寺」は『七大寺年表』に「和銅元年（708年）戊申から造る」とある。「原・観世音寺（東院）」の西に新しく造っている。それが「西院」である。『七大寺年表』の記録も正しいことが遺跡により証明された。

○観世音寺の「東院」と「西院」

- 670年ころ天武天皇が創建した「原・観世音寺」は「東院」と呼ばれる。
- 708年から新しく造営した「新・観世音寺」は「西院」と呼ばれる。

(3) 観世音寺と「九州年号」

観世音寺の発掘調査により、『二中歴』の「白鳳年間に観世音寺東院造」は正しいことが証明された。

『二中歴』が編纂された「15世紀」ころまで「東院」は「白鳳年間」に造られたということが伝えられていたのである。「白鳳」年号は実在した年号であるということになる。

「白鳳」年号が実在したことは『続日本紀』からもいえる。『続日本紀』に「白鳳」と「朱雀」年号が出てくる。

(聖武)神亀元年(724年)十月、詔し報(こた)えて曰く、「白鳳以来、朱雀以前は年代玄遠にして尋問明らかにすること難しい。(中略)」という。『続日本紀』

聖武天皇は詔(みことのり)して「白鳳以来、朱雀以前」と述べている。正史である『続日本紀』に「白鳳、朱雀」年号が記載されている。それを聖武天皇が使っている。「白鳳」「朱雀」は実在した正規の年号である。

『二中歴』には「白鳳年間に對馬銀採、觀世音寺東院造」とある。「對馬銀採」は「674年」であり、「672年」の「壬申の乱」の「2年後」であるから天武天皇の時代である。「白鳳」年号は天武天皇の年号ということになる。

「白鳳」「朱雀」は天武天皇の年号である。「白鳳以来、朱雀以前」とは「天武天皇の時代」をいう。

「天武天皇の時代(白鳳、朱雀)」は「661年～686年」である。「(聖武)神亀元年(724年)」から見ると「40年」前のことである。それを「白鳳以来、朱雀以前は年代玄遠にして」と述べている。「40年前のことは昔々のことであるからよくわからない」と述べている。「天武天皇」を無視する発言である。『続日本紀』は「天武王権」を抹殺していることが聖武天皇の詔からもわかるであろう。

「白鳳」「朱雀」は「九州年号」といわれている。しかし「日本の歴史学」は「九州年号」を認めていない。ところが『続日本紀』も、『二中歴』も「白鳳」「朱雀」は実在した年号として使っている。遺跡も「白鳳」年号は実在した年号であることを立証している。「九州年号」は実在した正規の「年号」である。「九州年号」を採用しない限り、「日本の歴史」は解明できない。

(4) 観世音寺と川原寺の創建瓦

「川原寺」は「天武天皇の父」が「655年」に創建している（本書）。「川原寺から軒丸瓦は複弁蓮華文になる」という。「川原寺」は帰国した遣唐使（工人）によって「新しい唐の文化」で造られている。

「観世音寺」は天武天皇が「白鳳年間（670年ころ）」に創建している。軒丸瓦は「単弁蓮華文」であるという。瓦の様式からすると「複弁蓮華文⇒単弁蓮華文」に逆戻りしている。何故であろうか。

○川原寺と観世音寺の「創建年代と軒丸瓦」

	創建年代	軒丸瓦
■ 川原寺	655年	複弁蓮華文
■ 観世音寺	670年頃	単弁蓮華文

「663年」の「白村江の戦い」で天武天皇は敗北して筑紫を唐に割譲する。「665年」に唐は「筑紫都督府」を設置する。このとき天武天皇は難波へ移る。「筑紫の川原寺」を建立した工人等も天武天皇とともに筑紫から難波へ移っているであろう。

「667年3月」に天智天皇が近江へ逃げると「667年11月」に天武天皇は大和に入る。工人達も一緒に大和に入ったのであろう。

「667年10月」に唐は筑紫都督府を廃止する。天武天皇は「唐・新羅」と戦うために「筑紫」に城を築く。

○天武天皇と筑紫の防衛網

- 「668年7月」に天武天皇は「筑紫率」を任命する。
- 「669年」に水城を築造する。
- 「670年2月」に大野城・基肆城を築造する。

大野城・基肆城を築造するのは百済からの亡命者である。

(天智)四年(665年)八月、達率答怱春初を遣わして城を長門国に築かしむ。達率憶禮福留・達率四比福夫を筑紫国に遣わして大野及び椽の二城を築かしむ。
『日本書紀』

『日本書紀』は「(天智)四年(665年)八月」と書いているが、「670年2月」である(古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』)。

「達率憶禮福留・達率四比福夫を筑紫国に遣わして大野及び椽の二城を築かしむ」とある。「達率」は百済の「官位」である。達率答怱春初・達率憶禮福留・達率四比福夫は百済からの亡命者である。

このとき「観世音寺」も造っている。栗原和彦氏は次のように述べている。

- 瓦当文様 朝鮮半島三国時代、百済・新羅系統の単弁蓮華文軒丸瓦である。大宰府史跡では、現在まで五種類程が出土している。その分布は、大野城跡、観世音寺境内地、大宰府政庁跡、月山東地区官衙城、日吉地区官衙城などにおよんでいる。
- さらに、大野城跡主城原地区出土の単弁軒丸瓦と観世音寺や大宰府政庁付近で出土している単弁軒丸瓦は製作技法の点でも近似している。
栗原和彦氏

「朝鮮半島三国時代、百済・新羅系統の単弁蓮華文軒丸瓦である」とある。百済は「単弁蓮華文軒丸瓦」である。

「大野城跡、観世音寺境内地、大宰府政庁跡、月山東地区官衙城、日吉地区官衙城など」から「単弁蓮華文軒丸瓦」が出土しているとある。さらに「大野城跡主城原地区出土の単弁軒丸瓦と観世音寺や大宰府政庁付近で出土している単弁軒丸瓦は製作技法の点でも近似している」という。

百済からの亡命者が「大野城・基肄城」を築いている。それと同じ製作技法で作られた「単弁蓮華文軒丸瓦」が「観世音寺」からも出土している。「観世音寺」も「大野城・基肄城」を築いた百済からの亡命者が造っている。

「朝鮮半島三国時代、百済・新羅系統の単弁蓮華文軒丸瓦である」とある。百済からの亡命者は「単弁蓮華文軒丸瓦」を焼いて「観世音寺」の屋根に葺いている。そのため「観世音寺」の軒丸瓦は「単弁蓮華文」である。

一方、「川原寺」を造った工人達は唐から帰国した遣唐使である。遣唐使は「唐」から「複弁蓮華文軒丸瓦」を学んで帰国して「川原寺」を造っている。そのため「655年」の「川原寺」は「複弁蓮華文」である。

「川原寺」を造った工人達はその後「薬師寺」を建立している。上野邦一氏は次のように述べている。

七世紀後半になると川原寺・薬師寺をはじめおそらく大官大寺も隅三組物で、この後の寺院は隅三組物へと展開していく。山田寺は隅一組物の有力な寺院であり、川原寺は隅三組物を用いた最初の寺であると考えられる。

上野邦一氏

「川原寺」を築いた遣唐使の工人達は「新しい唐の文化」を用いて「薬師寺」を建立している。「この後の寺院は隅三組物へと展開していく」という。大和から「新しい唐の文化」が普及していく。

「観世音寺の創建」をまとめると次のようになる。

○観世音寺の創建 （まとめ）

- 観世音寺の創建時期 670年ころ（白鳳年間）
- 創建者 天武天皇
- 工人 百済からの亡命者

『続日本紀』に「天智天皇が斉明天皇のために観世音寺を創建した」とあるのは「天智王権」による捏造である。「観世音寺」を創建したのは「天武天皇」である。天武天皇は「父」のために「観世音寺」を建立している。

完

おわりに

「古代史の復元シリーズ」は本書をもって終わる。本書では主に「考古学」に関する問題を述べてきた。それで最後に「考古学」における問題点を指摘しておきたい。それは「文献」の利用法である。

「文献」には「百済大寺は火災で焼失した」とある。それにもかかわらず「火災の痕跡のない吉備池廃寺」を「百済大寺」にしている。しかも「発掘調査報告書」には「火災で焼失した」という「文献の記録」は載せていない。これでは「考古学」は「真実を追究する学問」とは言えないであろう。

最近の「考古学者」のほとんどは「邪馬壹国＝纏向遺跡」説になっている。その根拠は「日本列島の中で最も素晴らしい遺跡が邪馬壹国である」ということであろう。しかし文献（『三国志』）には「女王国より以北の国については其の戸数・道里を略載した」とある。「戸数と里数」が記載されているのは「対海国・一大国・末廬国・伊都国・奴国・不彌国」である。邪馬壹国はこれらの国々の南にある。すなわち福岡市の南にある。陳寿は「邪馬壹国の位置」を明記している。

それは「考古学」から検証できる。当時の日本列島は丸木舟の時代である。魏の下賜品である絹織物はトラック1台分はある。それを雨水や海水で濡らすことはできない。末廬国に上陸した魏の使いは陸行している。その後丸木舟には乗っていない。邪馬壹国は九州にある。

『三国志』韓伝には「弁辰国は鉄を出す。韓・濊・倭は皆之を取る」とある。考古学者は「日本列島の倭」が朝鮮半島へ行き、鉄を取って来たと解釈している。しかし文献には「（弁辰）国は鉄を出す」とある。「鉄鉱石」である。「鉄鉱石」は製鉄をしなければならない。ところが「考古学者」は日本列島で製鉄が始まるのは「六世紀後半」で

あるという。「三世紀」の日本列島ではまだ製鉄はしていない。「考古学者」はこの矛盾に気づいていない。

『三国志』韓伝の「倭」は朝鮮半島南部の「倭」である。後漢時代の「倭」は朝鮮半島南部にあり、日本列島にあるのではない。「韓伝」を頭から読めば明らかである。文献を利用するときは「拾い読み」をするのではなく、頭から通して読んで欲しい。

「考古学」が文献を利用するときは「遺跡」と「文献」を一致させようとするときであろう。それによって「日本の歴史」は決まると言える。「文献の解釈ミス」は「間違った日本の歴史」を造る。「考古学者」は肝に銘じて欲しい。

「邪馬壹国＝纏向遺跡」説は日本国民に「間違った日本の歴史」を教えている。

「シリーズ1」を出版して「12年」になる。この間に多くの新しい発見があった。今後は「古代史の復元シリーズ」を改訂・増補していくつもりである。